

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。))に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。))に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。))までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

2 前項に掲げるもの以外について、第三者に委託する場合には、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。))については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(監督職員)

第5条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、業務の履行状況の検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督職員を置いて前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行ふものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(業務責任者)

第6条 受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任し、書面により発注者に通知しなければならない。

2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第8条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示して検査を受けなければならない。

4 受注者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

5 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 受注者は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第9条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

第10条 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第11条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者で協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第14条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、受注者は、さらに納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき又は第19条、第20条若しくは第21条の規定により契約が解

除されたときは、受注者の請求に基づき 30 日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払い)

第 15 条 受注者は、第8条又は第9条の規定による検査に合格したときは、当該月の実績数量に契約単価を乗じて得た額(1 円未満切捨て)に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(1 円未満切捨て)の支払いを発注者に対して請求することができる。

2 受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

3 発注者は、受注者から第1項による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、代金を支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 16 条 発注者は、次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 受注者がこの契約の履行にあたり第 28 条各号(第 1 号を除く)の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 17 条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が指定期日までに履行することとされている業務を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(7) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(8) 受注者がこの契約の履行にあたり第 28 条第 1 号の規定に違反したとき。

(9) 第 20 条又は第 21 条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。

リ 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条 第 16 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第 19 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 21 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 12 条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は履行期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第 12 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条 第 20 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第 23 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給品等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与品、支給品等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し

出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条又は第17条の規定によるときは発注者が定め、第19条、第20条又は第21条の規定によるときは、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第24条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないとき。
 - (2) 受注者がこの契約の履行にあたり第28条各号の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第16条又は第17条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
- 3 受注者は、契約保証金の納付がなく、第16条又は第17条の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。
- 4 第1項各号、第2項又は第3項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前各項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。
- 6 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額(既済部分又は既納部分がある場合は、当該部分に対する金額を契約金額から控除した金額)に対し、年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 7 第9条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えたときは、受注者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
- 8 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 9 受注者は、この契約に関して第17条第10号子又はりのいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第17条第10号子に該当するとき(納付命令に係るものであるときを除く。)であって、当該対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 第17条第10号子に該当するときであって、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 10 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用する。
- 11 第9項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第25条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第15条第3項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う措置)

第26条 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該契約にかかる金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更または解除することができる。この場合において、変更又は解除に係る手続き等は、発注者と受注者で協議のうえ定める。

(長期継続契約等における読替え)

第27条 長崎市契約規則第6条第1項に規定する長期継続契約その他翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は経常的な役務の提供を受ける契約を締結する場合にあつては、第14条第2項及び第24条第3項の契約金額とあるのは、契約金額を1年当たりの額に換算した額と読み替えて適用する。

(個人情報の保護)

第28条 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取り扱う場合は、地方独立行政法人長崎市立病院機構個人データ等安全管理措置規程の定めるところにより、個人情報の保護について、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 受注者は、個人情報に係る秘密を保持するとともに、個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 受注者は、データ、プログラム等及びその関係資料の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- (3) 受注者は個人情報の保護に留意し、この契約の履行にあたって知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、個人情報を取り扱う業務を行う際に、事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、個人情報を取り扱う業務の終了後、速やかに発注者から提供された個人情報について記録媒体から消去するとともに、当該個人情報が記録された資料等(複写し、複製したものを含む)を、発注者に返却しなければならない。
- (6) 発注者は、必要に応じて個人情報の取り扱い状況について受注者に報告を求め、また、指導及び実地検査等を実施することができる。なお、指導及び実地検査等の実施の際には、受注者は発注者の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。

(疑義の決定等)

第29条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、定めるものとする。